

# 三木市国民健康保険財政健全化計画（案）（骨子）

## 1 計画策定の趣旨

- ▶ 将来にわたり安定的な運営が可能となるよう、本市の国民健康保険特別会計の繰上充用、一般会計からの赤字補てん等を目的とする繰入金（以下「法定外繰入」という。）の解消を図るため、目標年次を定め、国民健康保険財政の健全化に向けて本計画を策定する。

## 2 国保の現状について①（総論）

### (1) 平成29年度まで

- ▶ 国民健康保険は国民皆保険制度の中核を担っているが、加入者の年齢構成が高い、医療費水準が高い、所得水準が低いなどの構造的な課題を抱えており、本市をはじめ多くの自治体が法定外繰入を行ってきた。
- ▶ 本市でも、従来から、基金の取崩しや法定外繰入を行うことで、赤字分の補てんをしていた。

### (2) 平成30年度の国民健康保険制度の改革

- ▶ これらの課題に対応するため、平成30年度の国民健康保険制度の改革により県が市町と共同で国保運営を担うことになった。国の財政支援も大幅に拡充され財政基盤が強化された。また、それまでに、多くの自治体では計画的に税率改定を行い、法定外繰入を解消している。
- ▶ この改革により、県全体で必要な保険給付費等を県が市町ごとに割り当てた国民健康保険事業納付金によって賄う仕組みとなり、市町が納付金を支払うために必要な額を加入者から徴収するために、県は各市町ごとに標準保険税率<sup>※1</sup>を示すこととなった。
- ▶ 本市でも平成30年度に税率改定（約9%）を行ったが、できる限り市民生活への影響に配慮したため、標準保険税率よりも低い税率とし、不足する歳入を法定外繰入で賄うこととした。

### (3) 平成30年度以降の状況

- ▶ 平成30年度以降も税率は据え置いているため、法定外繰入は今現在も続いている。それでもなお、支出が収入を上回り、平成30年度からは赤字決算となっている。
- ▶ このような状況で、兵庫県国民健康保険運営方針では、負担の公平性を図るため、同一所得・同一保険料<sup>※2</sup>を目指している。
- ▶ 県は、赤字補てん等を目的とする法定外繰入の解消を強く求めている。また、国からの要請も年々強まっており、今後より加速することが考えられる。

### (4) 課題と目標

- ▶ 一方、一般会計から法定外繰入を行うことは国民健康保険加入者以外の市民にも負担を求めていることになり、負担の公平性の観点からも見直す必要がある。
- ▶ 法定外繰入は、県において同一所得・同一保険料を目指す上で課題となっている。
- ▶ 本市以外の法定外繰入を行っている2市は、令和6年度までに法定外繰入の解消予定であり、本市においても同様に令和6年度までに赤字の解消を目指し、県と市町が共通認識のもと一体となって同一所得・同一保険料に向けて取り組みを進めていく。

※1 標準保険税率……各市町に配分された納付金を支払うために必要な各市町の算定基準に基づく保険税率。各市町で異なる。

※2 同一所得・同一保険料……県内統一保険税率

### 3 国保の現状について②（データ）

#### (1) 加入者数

- ▶ 人口に占める国保加入者の割合は毎年減少（H28～R2の5年間で2.9%減少）
- ▶ 60歳以上の減少率は全体よりも高い（H28～R2の5年間で4.6%減少）  
（年金受給年齢の引き上げ、定年後の継続雇用施策の推進等の理由が考えられる。）
- ▶ 今後も加入者数は減少することが見込まれる。  
（団塊の世代が後期高齢者医療へ移行、社会保険適用要件緩和等の理由が考えられる。）

（単位：人、％）

	74歳までの人口		国保加入者		加入率		前年との加入者差
		60歳以上	(R3以降は推計)	60歳以上		60歳以上	
H28	66,685	18,809	20,307	12,177	30.5%	64.7%	-
H29	65,710	18,306	19,247	11,595	29.3%	63.3%	95.2%
H30	64,683	17,910	18,375	11,034	28.4%	61.6%	95.2%
H31	63,653	17,543	17,707	10,659	27.8%	60.8%	96.6%
R2	62,641	17,362	17,276	10,432	27.6%	60.1%	97.9%
R3	-	-	16,996	-	-	-	-
R4	-	-	16,321	-	-	-	-
R5	-	-	15,551	-	-	-	-
R6	-	-	14,801	-	-	-	-

※ 国保加入者数：R2年度までは年度末時点の加入者数、R3以降は年度中平均加入者数見込を記載。

#### (2) 税率状況

- ▶ H30年度に10年ぶりに税率改定を行った。

	医療分		支援分		介護分		備考
H20 ～ H29	所得割 5.9%	均等割 24,000円 平等割 19,500円	所得割 2.1%	均等割 7,500円 平等割 6,000円	所得割 1.6%	均等割 7,000円 平等割 5,500円	
H30 ～ R3	所得割 6.5%	均等割 25,000円 平等割 20,000円	所得割 2.3%	均等割 9,000円 平等割 7,000円	所得割 2.0%	均等割 8,000円 平等割 6,000円	約9%の 税率アップ
(参考) R3 標準 税率	所得割 8.06%	均等割 33,314円 平等割 22,908円	所得割 2.81%	均等割 11,328円 平等割 7,790円	所得割 2.56%	均等割 13,011円 平等割 6,595円	

現在の適用されている税率と  
県の示す標準保険税率との差が  
大きく開いてしまっている!!!

### (3) 決算状況と税率据置きを続けた場合の見込み

- ▶ 法定外繰入や基金取崩しを行うことにより黒字決算となっていたが、H30年度からは赤字決算。
- ▶ 令和4年度以降も現在の税率を改定せずに据置くと、赤字が続き、累積赤字も溜まる一方となる見込みである。

(単位：円)

	歳入			歳出 (繰上充用除く)	単年収支	累積赤字	
	税	法定内繰入	法定外繰入				
H28	11,152,305,778	1,715,557,182	566,056,162	262,980,150	11,146,953,766	5,352,012	-
H29	10,972,803,421	1,604,223,084	542,791,262	172,774,214	10,865,528,803	107,274,618	-
H30	9,658,658,415	1,634,681,506	564,408,043	265,062,000	9,677,247,985	▲18,589,570	▲18,589,570
H31	9,206,436,817	1,559,636,433	556,537,227	235,788,000	9,385,254,117	▲178,817,300	▲197,406,870
R2	8,956,088,045	1,540,307,574	542,518,400	235,000,000	9,044,326,960	▲88,238,915	▲285,645,785
R3	9,000,000,000	1,478,800,000	530,000,000	235,000,000	9,165,000,000	▲165,000,000	▲450,645,785
R4	8,930,000,000	1,424,670,000	520,000,000	235,000,000	9,185,000,000	▲255,000,000	▲705,645,785
R5	8,850,000,000	1,365,290,000	500,000,000	235,000,000	9,125,000,000	▲275,000,000	▲980,645,785
R6	8,770,000,000	1,307,170,000	480,000,000	235,000,000	9,075,000,000	▲305,000,000	▲1,285,645,785

- ▶ R3年度末の累積赤字額は約4.6億円となる見込み。
- ▶ R4年度以降も現在のまま税率を据え置いた場合は、令和6年度末の累積赤字額は約13億円となる見込み。

(毎年一般会計から2.35億円の法定外繰入 (R4~R6年度の合計：約7億円) を行った後の額)

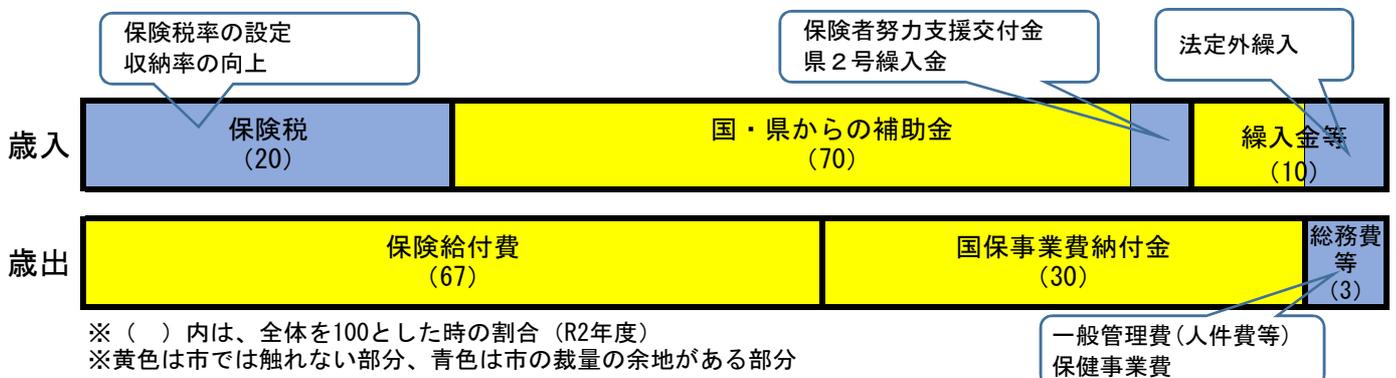


現状では国保財政を維持していくことが困難であり、  
低く抑えている税率の改定が必要。

(三木市は県が各市町ごとに示す標準保険税率と市町適用税率との開きが、県内市町の中で最も大きい<R2年度>)

## 4 国民健康保険事業における財政健全化に向けた方針

### (1) 国保の財政構造



- ▶ 歳入では、保険税収入、国県補助金の獲得の一部、法定外繰入に市の裁量の余地がある。
- ▶ 歳出では、全体の97%が市の裁量の余地なく決まってしまう。
- ▶ 以上から、保険税収入を確保すること、保険者努力により県補助金を少しでも多く獲得することで収入を増やす必要がある。

## (2) 令和3年度末までの累積赤字の解消策

- ▶ 令和3年度末には、累積赤字が4.6億円となる見込み。
- ▶ 令和3年度末の累積赤字については、2.3億円を一般会計からの繰入金、残りの2.3億円は一般会計から借入する。
  - 市の政策で低く抑えていた保険税率が原因で生じた赤字を、現在の加入者のみに負担させない。
- ▶ 一般会計から借入れた2.3億円は、国保会計が単年度収支改善した後に返済（10年以上の長期スパン）する。
  - その時点の加入者負担増とならないよう、保険者努力で県補助金等を多く獲得して返済原資とする。

## (3) 令和4年度以降に発生する見込みの赤字の解消策

### ① 保険者努力による補助金の獲得

- ▶ 特定健診の受診率向上を図るなど健康づくりに取組み、県補助金等を現在より毎年1千万円以上多く獲得する。

（具体的な手法）

- ・ 少しでも特定健診を受診しやすくするよう、受診料の無料化の検討
- ・ 未受診者に対する受診勧奨の更なる強化（専門職による電話勧奨）
- ・ 国保新規加入者や若年者に対する受診勧奨
- ・ 町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定締結事業者との連携
- ・ 健康づくり事業の拡充（健康アプリを用いた健康ポイント事業等の検討）

### ② 収納率の向上

- ▶ 保険税現年収納率がR2年度は94.3%であるが、R8年度までに96.0%に引き上げる。

（具体的な手法）

- ・ 口座振替の推進
- ・ 納期の拡充  
（現在は年8期の納期を、R4年度には9期、R5年度には10期とし、平準化を図る。）
- ・ キャッシュレス決済の更なる推進

### ③ 税率の改定

- ▶ 単年度収支が図れる適正な税率設定を行う。

具体策については次項にて記載

## 5 税率改定

### (1) 税率の設定について

- ▶ 令和6年度に県の示す標準保険税率に合わせた税率にする。
- ▶ 本来であれば、R4年度以降は単年赤字とならないよう、すぐに県の示す標準保険税率に合わせることを望ましい。
- ▶ しかし、これまで保険税率を低く抑えているため、一気に標準保険税率に合わせにいくと、上り幅が激しい。（試算では約30%の増となる。）
- ▶ そのため、激変緩和措置として、令和4・5年度の2年間で、令和5年度の標準保険税率に近い率まで税率を改定する。
- ▶ その間の不足財源については、一般会計から法定外繰入を行う。
- ▶ R6年度の税率は、県の示す標準保険税率と同率・同額とする。

### (2) 税率（案）

（単位：％、円）

	医療分			支援分			介護分			（参考）計	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	率	額（均+平）
R3	6.5	25,000	20,000	2.3	9,000	7,000	2.0	8,000	6,000	10.8	75,000
R4	7.6	31,000	23,000	2.6	10,000	7,500	2.3	11,000	6,500	12.5	89,000
R5	9.0	37,000	25,500	2.9	11,500	7,500	2.7	13,500	7,000	14.6	102,000
R6	9.1	38,500	26,000	3.0	12,000	8,000	2.8	14,000	7,500	14.9	106,000
R3標準	8.1	33,314	22,908	2.8	11,328	7,790	2.5	13,011	6,595	13.4	94,946

### (3) 一人あたりの負担感

（単位：円）

		現行	改定案			
		R3	R4	R5	R6	
一人あたり税額		87,000	102,500	118,000	121,000	
	増率	-	17.8%	15.1%	2.5%	
増額	年あたり	-	15,500	15,500	3,000	
	月あたり	-	1,292	1,292	250	
1期あたり納税額	8期		9期	10期	10期	
		10,875	11,389	11,800	12,100	
一般会計法定外繰入		235,000,000	230,000,000	0	0	

（※納期1回当たりの負担を抑えるため、納期回数を増やす。（8回（R3時点）→10回へ）

### (4) 条例改正

- ▶ R3年度の国民健康保険税条例改正で、国民健康保険財政健全化計画に示すR6年度までの税率を規定する。
- ▶ R6年度の税率は県の示すR6年度の標準保険税率となるように見直す。
- ▶ R7年度以降においても、県の示す標準保険税率と等しくなるよう条例改正を行う。

(1) 夫：年金収入 120万円 妻：年金収入 78万円

	税額	増額(年)	1月当り増額	前年比	(参考)1期当	
R3	28,500	-	-	-	3,563	(8期)
R4	33,750	5,250	437	18.4%	3,750	(9期)
R5	39,000	5,250	437	15.6%	3,900	(10期)
R6	40,500	1,500	125	3.8%	4,050	(10期)

(2) 夫：年金収入 185万円 妻：年金収入 78万円

	税額	増額(年)	1月当り増額	前年比	(参考)1期当	
R3	75,660	-	-	-	9,458	(8期)
R4	88,890	13,230	1,102	17.5%	9,877	(9期)
R5	103,080	14,190	1,182	16.0%	10,308	(10期)
R6	106,220	3,140	261	3.0%	10,622	(10期)

(3) 夫：年金収入 240万円 妻：年金収入 180万円

	税額	増額(年)	1月当り増額	前年比	(参考)1期当	
R3	195,320	-	-	-	24,415	(8期)
R4	228,780	33,460	2,788	17.1%	25,420	(9期)
R5	265,660	36,880	3,073	16.1%	26,566	(10期)
R6	272,940	7,280	606	2.7%	27,294	(10期)

(4) 単身：年金収入 150万円

	税額	増額(年)	1月当り増額	前年比	(参考)1期当	
R3	18,300	-	-	-	2,288	(8期)
R4	21,450	3,150	262	17.2%	2,383	(9期)
R5	24,450	3,000	250	14.0%	2,445	(10期)
R6	25,350	900	75	3.7%	2,535	(10期)

(5) 単身：給与収入 200万円 (45歳)

	税額	増額(年)	1月当り増額	前年比	(参考)1期当	
R3	171,120	-	-	-	21,390	(8期)
R4	200,250	29,130	2,427	17.0%	22,250	(9期)
R5	231,940	31,690	2,640	15.8%	23,194	(10期)
R6	238,610	6,670	555	2.9%	23,861	(10期)

(6) 夫：給与収入 600万円 (55歳)、妻 (50歳)、子 (16歳)

	税額	増額(年)	1月当り増額	前年比	(参考)1期当	
R3	575,440	-	-	-	71,930	(8期)
R4	673,250	97,810	8,150	17.0%	74,806	(9期)
R5	786,280	113,030	9,419	16.8%	78,628	(10期)
R6	806,570	20,290	1,690	2.6%	80,657	(10期)

● 北播5市1町の比較（令和3年度当初賦課時点）

参考資料2

		三木市	小野市	加西市	加東市	西脇市	多可町	
<b>■ 人口（令和3年7月末時点）</b>								
人口	人	75,883	47,882	42,994	39,915	39,432	19,876	
世帯数	世帯	34,240	20,354	18,259	17,291	17,240	7,678	
<b>■ 国保加入者数等</b>								
国保加入者数	人	17,286	9,560	9,186	7,560	7,845	4,253	
	%	(22.8%)	(20.0%)	(21.4%)	(18.9%)	(19.9%)	(21.4%)	
国保世帯数	世帯	11,261	6,187	5,757	4,769	5,107	2,690	
<b>■ 税率</b>								
医療分	所得割	%	6.5	8.5	7.7	7.75	7.34	6.06
	均等割	円	25,000	27,400	27,000	32,000	27,600	23,500
	平等割	円	20,000	26,300	26,000	22,000	20,900	16,700
支援分	所得割	%	2.3	2.7	2.9	2.75	2.74	2.49
	均等割	円	9,000	8,700	9,000	11,100	11,100	9,300
	平等割	円	7,000	8,700	8,000	7,600	7,700	7,000
介護分	所得割	%	2	2.5	2.3	2.48	2.47	2.24
	均等割	円	8,000	9,700	10,000	12,600	12,900	11,300
	平等割	円	6,000	6,500	6,000	6,400	6,500	5,700
<b>■ 税額</b>								
調定額	円	1,492,282,400	984,973,300	936,297,000	816,338,656	750,953,900	376,693,600	
一人当たり税額	円	86,329	103,031	101,927	107,981	95,724	88,571	
<b>■ 基金（令和2年度末時点）</b>								
基金額	円	0	262,890,184	632,076,016	128,079,598	586,172,239	270,663,230	
一人当たり基金額	円	0	27,499	68,809	16,942	74,719	63,641	
<b>■ 保険税年税額（モデルケース）</b>								
夫：年金120万 妻：年金78万		28,500	32,100	31,800	34,700	31,700	26,700	
夫：年金185万 妻：年金78万		75,600	89,300	86,800	91,500	85,200	71,900	
夫：年金240万 妻：年金180万		195,300	234,800	226,700	235,400	220,800	186,600	
単身：給与収入200万		171,000	209,100	200,700	207,000	198,200	169,400	
父（45歳）：給与450万 母（45歳）主婦、子1人		445,700	543,100	520,000	544,700	519,500	444,800	
父（45歳）：給与600万 母（45歳）主婦、子1人		575,300	707,500	674,800	700,400	670,000	574,300	